

新潟市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 6 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 8 1 号

新潟市公民館条例の一部を改正する条例

新潟市公民館条例（昭和 3 4 年新潟市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表新潟市亀田地区公民館の項を削る。

第 1 0 条第 1 項中「次に掲げる公民館」を「新潟市中央公民館」に、「公民館運営審議会」を「新潟市公民館運営審議会（以下「公民館運営審議会」という。）」に改め、同項各号を削り、同条第 3 項中「2 0 名」を「1 2 名」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。